

(N8-1) 土木学会西部支部地域貢献事業規程

平成22年3月19日 制 定
平成22年6月18日 一部改正
平成25年3月15日 〃

(総則)

第1条 この規程は、土木学会公益増進事業規程第8条の規定に基づき西部支部（以下「本支部」という。）が実施する地域貢献事業（以下「本事業」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本事業は、地域の活力を確保するため、本支部が地域の課題解決に向け取り組むべき社会基盤整備に係る施策を支える人材育成及び研究・開発に係る活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 第2条の目的を達成するため、定款第4条に規定する事業の一環として、次の各号に掲げる事業への支援を実施する。

- (1) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、緊急災害調査
- (2) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、地域重点課題に係る調査研究
- (3) 定款第4条第2号に規定する事業のうち、海外との研究交流・連携
- (4) 定款第4条第5号に規定する事業のうち、講演会、講習会等の開催
- (5) 定款第4条第5号に規定する事業のうち、見学会等の開催
- (6) 定款第4条第5号に規定する事業のうち、土木に係る人材育成
- (7) 定款第4条第9号に規定する事業のうち、土木に関する啓発・広報
- (8) 定款第4条第11号に規定する事業のうち、創立記念事業等を通じた社会貢献

(事業の原資)

第4条 本事業は、別途「土木学会西部支部地域貢献事業に係る資金に関する規則」に定める「西部支部地域貢献資金」を原資として行う。

(運営)

第5条 本事業の運営の方法等については、別途、「土木学会西部支部地域貢献事業に係る運営に関する規則」で定める。

附則

この規程は、理事会の承認を得て、改正することができる。

附則（平成22年3月19日 理事会議決） この規程は平成22年3月19日から施行する。

附則（平成22年6月18日 理事会議決） この規程は平成22年6月18日から施行する。

附則（平成25年3月15日 理事会議決） この変更規程は、平成25年3月15日から施行する。